

## 議案第4号

### 市営住宅使用料の債権放棄について

下記のとおり債権を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

沼田市長 横山 公一

#### 記

- 1 債権の内容 過年分の市営住宅使用料 732,240円
- 2 債権者 2名
- 3 放棄する理由 民法第169条の規定により5年の消滅時効期間が経過したことから債権を放棄するものである。

議案第4号参考資料

放棄対象債権内訳表

番号	債権額	未納期間(月数)
1	653,760円 (66箇月)	平成10年2月～3月(2箇月) 平成10年7月～平成12年3月(21箇月) 平成12年7月～9月(3箇月) 平成14年10月～平成15年3月(6箇月) 平成15年11月～12月(2箇月) 平成16年5月～平成17年11月(19箇月) 平成18年2月～3月(2箇月) 平成18年12月～平成19年3月(4箇月) 平成20年1月～平成20年3月(3箇月) 平成21年4月～7月(4箇月)
2	78,480円 (13箇月)	平成22年3月(1箇月) 平成23年11月～平成24年3月(5箇月) 平成24年5月～11月(7箇月)
合計	732,240円 (79箇月)	